経営者のための

銀行交渉術と最新税務情報

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL: (06) 6930-6388 FAX: (06) 6930-6389

■免税事業者が課税事業者となった場合の所得への影響■

インボイス制度の導入まで残り 4 ヶ月となりました。インボイス発行事業者(課税事業者)となることで新たに消費税の納税負担が生ずる事業者もいらっしゃいますが、免税事業者から課税事業者となることで、法人税、所得税の課税所得にも影響が生じることになります。消費税納税額以外にも経理処理の変更等があった場合には注意が必要です。

1. 経理処理の変更があった場合

免税事業者の場合は税込経理方式しか認められていないため、法人税、所得税の課税所得の計算にあっては全て税込金額を用いることになりますが、課税事業者となったことで税抜経理方式を採用する場合もあるかもしれません。両方式では主として下記の取扱いが異なります。

項目	税込経理方式	税抜経理方式
納付する消費税等	損金の額又は必要経費に算入	所得に影響なし
還付される消費税等	益金の額又は総収入金額に算入	所得に影響なし
	税込金額	税抜金額
資産の取得価額	少額減価償却資産、一括償却資産	、少額の繰延資産等の金額判定は、
	適用している経理方式により判定する	
資産に係る控除対象 外消費税額等		下記のいずれかを適用 ①当該資産の取得価額に算入 ②一定の要件を満たす場合には、 損金の額又は必要経費に算入 ③「繰延消費税額等」として資産 計上し、5年で償却
交際費の損金不算入 (法人税)	税込の交際費等の額を基に損金 不算入額を計算	税抜の交際費等の額に、交際費等 に係る控除対象外消費税額等の 額に相当する金額を加えて損金 不算入額を計算

2. インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理

国税庁から公表されている「消費税法等の施行に伴う法人税(所得税)の取扱いについて 14 の2」では、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて課税所得金額を計算することとされています。インボイス制度導入後は、原則として、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、税務上、仮払消費税等の額はないこととされているためです。例えば、インボイス発行事業者以外の者から器具備品を税込 110 万円(うち仮払消費税 10 万円)で購入して、税抜経理方式により「器具備品 100 万円仮払消費税 10 万円」と処理したとしても税務上の取得価額は 110 万円として減価償却を行う必要があり、上記 1 表中の「資産に係る控除対象外消費税額等」の取扱いは認められていません。なお、経過措置の適用により 80%部分(8 万円)の仕入税額控除が認められる場合には、残りの 20%部分(2 万円)が器具備品の取得価額に含まれることになり、「資産に係る控除対象外消費税額等」として取り扱うことはできませんのでご注意ください。

(出典 税務懇話会)